

仕 様 書

1 業務内容

PR用手提げバッグの調達

2 調達品（手提げバッグ）の仕様

- (1) サイズ：本体 約縦 250mm×横 350mm×幅 100mm
持ち手 約幅 25mm×長さ 270mm
- (2) 材 質：ポリエステル 他
- (3) 数 量：500個（本機色校正分を除く）
- (4) 印 刷：1か所フルカラー熱転写
- (5) その他：・MARKLESS STYLE 2022 Spring Summer 116 ページ
型番 TR-0106-028 とする。
・同等品可。（ただし、同等品については、事前に発注者に書面で確認し、承認を得ることとする。）

3 デザイン及び内容

- ・発注者から提案する原案（別紙1）をベースにAIで制作し、レイアウト調整
- ・データは発注者から提供

4 納品について

- (1) 納品先：〒500-8385 岐阜市下奈良 2-1-1
岐阜県福祉・農業会館1階倉庫
- (2) 納品期限：令和5年7月5日（水）

5 著作権について

別記「著作権等取扱特記事項」による

6 暴力団等による不当介入に対する対応

本業務を遂行するにあたり、暴力団関係者等から不当介入があった場合の対応については、以下のとおりとする。

- (1) 受託者は、契約の履行に当たって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察に通報しなければならない。なお、通報がない場合は岐阜県の入札参加資格を停止することがある。
- (2) 受託者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、実行委員会に履行機関の延長を請求することができる。

7 その他

- (1) デザインについては、発注者と後日打ち合わせを必要とする。3回程度の校正を行うものとし、受注者は発注者の了解を得た後、本機色校正を行い、手提げバッグのサンプルを5個、発注者に提出すること。サンプル提出後、発注者はサンプルを確認し、修正点があれば受注者に伝えるものとする。その後、受注者は発注者の了解を得て、本印刷を行うこと。なお、本機色校正は1回とし、

受注者は本機色校正で発注者から修正指示があれば、本印刷で修正点を反映すること。

- (2) 契約金額には、制作費のほか、発送等すべての費用を含むものとする。
- (3) 校了後、速やかに完成データ（A I データ及びP D Fデータ）を納入すること。
- (4) 請求書及び納品書の宛名は、『「清流の国ぎふ」文化祭2024実行委員会 会長 古田 肇』とすること。
- (5) この仕様書に定めのない事項は、発注者と協議し決定すること。
- (6) 受託者は、本業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
- (7) 本業務の遂行にあたり、変更又は不測の事態が発生した際は、直ちに発注者に報告し、協議すること。

8 問い合わせ先

「清流の国ぎふ」文化祭2024実行委員会事務局

（岐阜県庁9階 岐阜県文化祭推進事務局文化祭総務企画課内）

電話：058-272-1111（内線3165） FAX：058-278-2551

著作権等取扱特記事項

(著作者人格権等の帰属)

- 第1 本件業務に係る成果物(以下「本件成果物」という。)が著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物(以下「著作物」という。)に該当する場合には、当該著作物に係る同法第18条から第20条までに規定する権利(以下「著作者人格権」という。)及び同法第21条から第28条までに規定する権利(以下「著作権」という。)は受託者に帰属する。
- 2 本件成果物に係る原稿、原画、写真その他の素材が著作物に該当する場合には、当該著作物に係る著作者人格権及び著作権(著作者人格権を有しない場合にあっては、著作権)は、提供した者に帰属する。ただし、発注者又は受託者が第三者より利用許諾を得ている素材が著作物に該当する場合には、当該第三者に帰属する。

(著作権の譲渡)

- 第2 本件成果物が著作物に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権(同法第27条及び第28条に規定する権利を含む。)を当該著作物の引渡し時に発注者に譲渡する。
- 2 本件成果物の作成のために受託者が提供した原稿、原画、写真その他の素材が著作物に該当する場合には、当該著作物のうち、次に掲げるものの著作権(同法第27条及び第28条に規定する権利を含む。)を当該著作物の引渡し時に発注者に譲渡する。
- 一 原稿
 - 二 原画
 - 三 イラスト
- 3 前2項に関し、次のいずれかの者に本件成果物及び本件成果物に係る原稿、原画、写真その他の素材の著作権が帰属している場合には、受託者は、あらかじめ受託者とその者との書面による契約により当該著作権(同法第27条及び第28条に規定する権利を含む。)を受託者に譲渡させるものとする。
- 一 受託者の従業員
 - 二 本件契約によって実施される業務の一部が再委託される場合の再委託先又はその従業員
- 4 第1項及び第2項の著作権の譲渡の対価は、契約金額に含まれるものとする。

(著作者人格権)

- 第3 受託者は、発注者に対し、本件成果物及び本件成果物に係る原稿、原画、写真その他の素材(以下「本件成果物等」という。)が著作物に該当する場合には、著作者人格権を行使しないものとする。
- 2 発注者は、本件成果物等が著作物に該当する場合において、本件成果物等の本質的な部分を損なうことが明らかな改変をすることはできない。

(保証)

- 第4 受託者は、発注者に対し、本件成果物等が第三者の著作権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証するものとする。

(本件成果物等の電子データが入った納入物の提供)

- 第5 受託者は、発注者に対し、本件成果物等の電子データが入った納入物(CD-RまたはDVD-R)を本件成果物の引渡し時に引き渡すものとする。
- 2 前項の規定により引き渡された納入物の作成の対価は、契約金額に含まれるものとする。
- 3 第1項の本件成果物等の電子データが入った納入物の所有権は、本件成果物の引渡し時に発注者に移転する。

手提げバッグデザイン

